

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成28年2月7日 14時05分ごろ |
| 発生場所 | 福岡県福岡市小呂島北北西方沖 小呂島港西2号防波堤灯台から真方位336° 6.2海里付近 (概位 北緯33° 57.3′ 東経129° 59.1′) |
| 事故の概要 | 漁船第八昭徳丸は、北北東進中、また、漁船大福丸は、操業しながら漂泊中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 平成28年2月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 第八昭徳丸、316トン 142350、富栄海運有限会社 B 漁船 大福丸、13トン FO2-6476（漁船登録番号）、個人所有 第290-54167号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | A 甲板員A B 船長B、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | A なし B 軽傷 1人（船長B） |
| 損傷 | A 右舷船首部外板に擦過傷 B 船首部に圧壊、右舷船尾舷縁に折損、右舷船尾オーニングに曲損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波高約1.5m |
| 事故の経過 | 甲板員Aは、単独で船橋当直中、自動操舵とし、操舵位置から離れて操舵室右舷側の窓の所でたばこを吸った後、操舵位置に戻り、操舵装置前の椅子に腰を掛けて前方を見たところ、船首至近にB船を認めた。 船長Bは、漂泊しながら乗組員2人と共に船尾甲板上で揚網していた際、B船に向けて接近するA船を認めたが、A船はいずれ揚網作業中のB船を避けると思い、同作業を継続していた。 |
| 分析 | A船は、甲板員Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、B船に向けて接近するA船を認めたものの、航行中のA船がいずれ揚網作業中のB船を避けるものと思い、同作業を続け、見張りを行っていなかったことから、A船が針路を変えずに接近していることに気付かなかったものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、甲板員Aが、見張りを適切に行わず、また、船長Bが、 |

| | |
|--|---|
| | <p>航行中のA船がいずれ揚網作業中のB船を避けるものと思い、同作業を続け、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
|--|---|